

第4章 2025年のあるべき医療提供体制の実現に向けて

1 目指すべき医療提供体制の方向性

○ガイドラインでは、将来のあるべき医療提供体制を実現するため、都道府県、医療機関等は、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療の充実」及び「医療従事者等の養成・確保」に努めることとされていますが、本県にふさわしい医療提供体制の構築に向け、介護との連携も含めて以下の方向性で取組を進めていきます。

①病床の機能の分化及び連携の推進

「高齢化が進む中で医療機関が機能分担し、連携して必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」

ア 急性期医療だけでなく、回復期・慢性期の医療を提供

イ 精神科医療をはじめ、入院医療から地域生活への移行を推進

ウ 医療機関（医科、歯科）、訪問看護ステーション、薬局、福祉サービスを行う機関の相互の連携を深め、災害時の連携にも対応

②在宅医療・介護の推進

「希望すれば、在宅で療養できる地域づくり」

ア 在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種の連携を強化

イ 在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を育成・確保

ウ かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発

エ 住み慣れた地域での療養生活を支えるための在宅医療・介護の連携等を推進

③医療従事者等の養成・確保

「継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療・介護人材を育成・定着」

ア 質の高い医療・介護人材を養成・確保

イ 高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成を支援

ウ 就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減や定着を促進

2 実現のための施策

(1) 取組方針

○将来のあるべき医療提供体制の実現を目指し、本県の実情に応じたバランスのとれた医療・介護サービスの提供体制を構築するため、医療機関等の関係者の意見を聞き、上記の方向性を踏まえながら、地域医療介護総合確保基金等を活用して具体的な取組を進めていきます。

(2) 具体的な取組

①病床の機能の分化及び連携のための事業

○高度急性期から慢性期、在宅医療・介護に至るまでの一連のサービスを地域において総合的に確保するための施設設備の整備や体制整備のための検討を行います。また、病院間及び病院と診療所間の連携体制を強化するためのICTを活用した地域医療ネットワークの整備などに取り組んでいきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
■医療機関の役割分担・連携、患者の地域移行に関する事業	
病床の機能分化連携推進基盤整備事業	高度急性期から慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床転換及びそれに伴う施設設備を整備します。

地域医療構想の実現に向けた体制整備事業	各構想区域（二次保健医療圏）に設置されている地域医療構想調整会議（地域保健医療協議会）において、医療機関の役割分担・連携やそれに向けた調整の検討など、地域医療構想の推進のための関係者との協議を行います。
鳥取県ドクターヘリ導入事業	県内での過疎化、高齢化が進む中で限られた医療資源を有効に活用しつつより適切な救急医療体制の確保を図るとともに、これまで分散して急性期患者の受け入れを担ってきた他の救急医療機関の病床の機能の分化（急性期から回復期等への転換）を進めるため、鳥取県単独のドクターヘリを導入します。
精神科医療機関機能分化推進事業	長期にわたる社会的入院の患者が社会へ復帰するための意欲喚起及び退院支援を行う病棟や、精神科救急の外来機能などの整備・充実を図ります。
■ ICTを活用した医療連携に関する事業	
医療情報ネットワーク整備事業	電子カルテ情報など医療機関が扱う患者情報を共有するための地域医療連携ネットワークシステムの整備・充実を図ります。
訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	モバイル端末等を活用して訪問看護等の在宅医療の現場でも患者情報の入力・確認等を可能とするための医療ネットワークを構築・整備します。

②在宅医療・介護の推進のための事業

○在宅医療・介護の推進のための連携拠点を各構想区域に整備し、拠点を中心として、構想区域内での在宅医療・介護の連携体制を構築し、住民の窓口を設けるとともに、在宅医療・介護の現場で重要な役割を果たすスタッフの育成・確保に取り組んでいきます。また、在宅医療・介護の提供に係る連携に必要な多職種の協働のための取組も進めます。

○なお、在宅医療の充実、病床の機能の分化及び連携と一体的に進められる取組であり、退院後の患者の受入れの体制の整備することで、希望すれば在宅で療養できる地域づくりを目指していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
■在宅医療の連携拠点の整備に関する事業	
在宅医療連携拠点事業	地区医師会が、在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整、支援を行い、在宅医療を提供する機関の連携拠点となって、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築します。
在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	在宅歯科医療を推進するため、鳥取県歯科医師会等に地域歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器の貸出等を行います。
■訪問看護の充実に関する事業	
新卒訪問看護師育成モデル・プログラム作成支援事業	新卒訪問看護師育成のモデル的なプログラムの作成を支援し、その成果物を広く県内のステーションに周知・活用を図ることで、新卒訪問看護師の育成及び確保を進めます。
訪問看護師養成研修参加支援事業	訪問看護の人材の育成・確保のため、訪問看護師の養成研修に看護師を参加させる機関が派遣期間中の代替職員を確保するために要する経費を支援します。

新任訪問看護師同行訪問事業	ベテランの訪問看護師が未経験の新任訪問看護師に同行することにより訪問看護師を育成するための取組を支援します。
訪問看護職員専門分野研修事業	訪問看護ステーション管理者及び管理者を目指す看護職員に対し、訪問看護事業運営に必要な知識を提供します。
中山間地訪問看護ステーションサテライト設置支援事業	中山間地にサテライトを設置する訪問看護ステーションを支援します。
訪問看護コールセンター運営事業	県民、多職種事業所、訪問看護ステーションなどからの在宅療養・訪問看護についての相談を受け付けるコールセンターを運営します。
訪問看護ステーション支援事業	鳥取県全域の訪問看護ステーションを対象とした就労環境の整備・改善のための相談業務・コンサルテーションを実施する体制整備を支援します。
訪問看護師待機手当支援事業	訪問看護師の処遇改善や訪問看護ステーションで勤務する看護師の確保を図るため、訪問看護の際の救急呼出（オンコール）に備えて看護師が自宅等において待機した場合に手当を支給します。
■多職種連携、在宅医療の人材育成に関する事業	
在宅医療（薬科）研修事業	通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導等の薬学的管理指導を行った経験の無い薬局に対して、在宅医療への導入研修を実施します。
在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修事業	在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修を実施します。
■在宅医療の提供体制の整備に関する事業	
在宅医療推進事業・在宅歯科診療設備整備事業	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設設備の整備を支援します。また、在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療に必要な在宅歯科医療機器等の整備を支援します。
■在宅医療・介護の連携等に関する事業	
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するため、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修や地域住民への普及啓発などを通じて、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。
医療・介護情報の連携体制構築事業	退院支援ルールの方策、運用等を通じた高齢者の入院時・退院時の円滑な情報伝達により、社会的入院の減又は入院期間の短縮を図り、入院長期化に伴う高齢者の心身機能の低下を防ぎます。
鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護）（施設整備）補助金	「鳥取県地域医療介護確保基金（介護）」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行います。
介護予防従事者研修事業	市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象に、制度の概要・介護予防の取組の実施等について研修を行います。
地域包括支援体制強化事業	地域包括支援センターの職員をはじめ、関連機関の多職種（民生委員、介護職員、生活支援コーディネーター等）の機能強化・連携強化を図るため、基礎的な対人支援の研修を行います。
生活支援コーディネーター養成研修事業	高齢者の多様な生活支援を充実させるため、「生活支援コーディネーター」の配置等に向けた研修を行います。

認知症サポートプロジェクト事業	認知症サポーターの拡大や認知症医療体制の充実、相談支援の強化等の認知症に関する様々な取組・支援等を総合的に進めます。
-----------------	--

③医療従事者等の養成・確保のための事業

- 病床の機能の分化及び連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けては、医療従事者等の養成・確保が不可欠であることから、奨学金の貸付け等による人材確保だけでなく、新人看護職員や看護職員の指導を行う職員向けの研修、介護職員の確保・資質向上のための研修等を充実させるとともに、院内保育所の運営や医師事務作業補助者の配置を支援し、働きやすい職場環境作りに取り組んでいきます。
- また、救急医療や周産期医療といった地域のために必要な医療であるにもかかわらず人材不足が問題となっている分野についての取組も進めていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
■医師の養成・確保に関する事業	
鳥取県地域医療支援センター運営事業	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、地域医療支援センターを運営します。
医師確保奨学金等貸付事業	全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成・確保するため、将来、鳥取県の医療に貢献する意思がある県内外の大学医学生等に対して、修学資金等を貸与します。
寄附講座（鳥取大学医学部地域医療学講座）開設事業	地域医療に貢献する人材育成と地域医療の発展のため地域医療の実践と研究、教育を行うとともに、地域医療を志す医師を支援することを目的に鳥取大学が設置する地域医療学講座に寄附を行います。
■看護職員の養成・確保に関する事業	
看護職員修学資金等貸付事業	県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金を貸し付けます。
新人看護職員研修事業	新人看護職員の早期離職防止、質の向上を図るため、国の示した「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する病院等を支援します。また、全ての新人が必要な研修を受けることができるよう、新人看護職員研修を自施設で完結できない医療機関の新人看護職員を受け入れた病院に対し補助します。さらに、病院等が行う研修の充実を図るとともに、新人育成における施設間の格差を無くすため、新人看護職員の研修を行う研修責任者・実地指導者に対する研修を実施します。
看護職員実習指導者養成講習会開催事業	実習指導を担当する者等に対し、看護教育における実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解させ、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を習得させ、看護実習の強化を図り、もって看護職員及び看護学生の資質向上を図ります。
病院内保育所運営事業	子育て中の看護職員や女性医師等の医療従事者が安心して働くことができるようにするとともに、県内の看護職員等の離職防止及び再就業を促進するための病院内保育所の運営を支援します。
病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業	院内で雇用している医療従事者の働きやすさの確保や離職防止を推し進めるため、24時間保育及び病児・病後児保育を実施するとともに、所要の施設設備を整備します。

看護師等養成所運営事業	地区医師会が運営する准看護師養成所における教育内容の向上を図るため、養成所の運営に対する支援を行います。
■介護職員の養成・確保に関する事業	
介護人材確保対策事業	介護の仕事のイメージアップに関する取組や、事業者団体・職能団体・行政等の連携・協働のための協議会の設置など、介護人材を確保するため、「参入促進」「資質向上」「基盤整備」の観点から総合的な人材確保対策を講じます。
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するための研修事業等を実施します。
■医療従事者の勤務環境の改善に関する事業	
勤務環境改善支援センター運営事業	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うことを目的とした勤務環境改善支援センターを運営します。
医師等環境改善事業	医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員を配置して医師、看護師の負担を軽減し、勤務環境の改善を図ります。
■救急医療、周産期医療に関する事業	
救急勤務医支援事業	二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において救急勤務医手当（宿日直手当・超過勤務手当は対象外）を支給します。
小児救急医療支援事業	小児救急医療体制の整備を図るため、平日夜間及び休日の小児救急の病院群輪番制（複数の病院による当番体制）を運営します。
小児救急電話相談事業	小児初期救急患者の適切な医療機関への受診を進めることで、二次救急、三次救急医療機関等への過度の集中の緩和や小児科医等の負担軽減、小児を抱えた保護者等の安心感の確保等を図るため、#8000（小児救急電話相談業務）を実施するとともに、#8000に関する啓発用のポスター、マグネットの作成等を行います。
小児救急地域医師研修事業	小児科医、内科医等を対象とした小児救急医療に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図ります。
産科医等確保支援事業	産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩を扱う機関において分娩手当等を支給します。
助産師等待機手当支援事業	助産師及び分娩に係る業務に従事する看護師の処遇改善を行い、分娩を扱う医療機関の助産師及び看護師の確保を図るため、分娩の際の救急呼出（オンコール）に備えて、助産師又は看護師が自宅等において待機した場合に手当を支給します。
新生児医療担当医確保支援事業	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善、確保のため、新生児医療担当医手当を支給します。